

平成 25 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 あかつきフィナンシャルグループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 島 根 秀 明
(コード 8737 大証第2部)
問合せ先 取締役経営企画部長 川中 雅浩
(TEL 03-6821-0606)

株式給付信託（J-E S O P）の導入（詳細決定）に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 3 月 25 日付で「株式給付信託（J-E S O P）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を公表いたしました。本日、本信託の設定時期、当初信託する金額等の詳細について決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本制度の導入に伴い、当社が現在保有する自己株式 1,472,413 株（平成 25 年 3 月 31 日現在のうち 340,000 株（544,680,000 円）を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）へ一括して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本信託の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 信託の名称 | 株式給付信託（J-E S O P） |
| (2) 信託の種類 | 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (3) 信託の目的 | 株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に給付すること |
| (4) 委託者 | 当社 |
| (5) 受託者 | みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。 |
| (6) 受益者 | 株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者 |
| (7) 信託契約日 | 平成 25 年 5 月 30 日（予定） |
| (8) 信託設定日 | 平成 25 年 5 月 30 日（予定） |
| (9) 信託の期間 | 平成 25 年 5 月 30 日（予定）から信託が終了するまで
（終了期日は定められておらず、制度が継続する限り信託は継続します。） |
| (10) 制度開始日 | 平成 25 年 5 月 30 日（予定） |

2. 本信託設定日において当社が信託する金額

544,680,000円（予定）

3. 本制度の概要

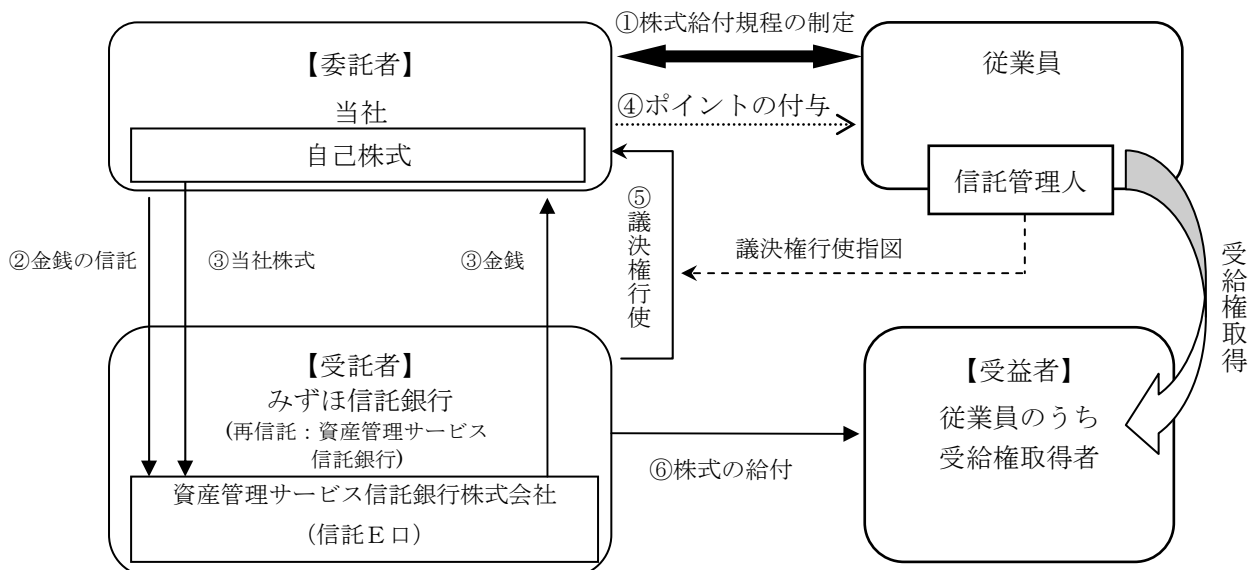
本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、当社従業員の業績向上への意欲が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。信託銀行は、「株式給付規程」に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当によって取得します。また、第三者割当については、信託銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、信託銀行はかかる指図に従って、議決権行使を行います。信託管理人又は受益者代理人は、信託銀行に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。なお、信託管理人は、現在又は過去において当社の役員ではないこと、現在又は過去において当社の役員の2親等内の家族ではないこと、当社と現に取引のある金融機関において現在又は過去において役員になったことがないこと、当社の重要な取引先において、現に役員ではないこと及び当社との間に特別な利害関係のないことを要件としており、信託管理人には、当社従業員が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、受給権取得後に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

以 上